

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

① 「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不適合箇所があっても1台と計上してください。

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

定期点検報告様式 別紙 2

輸支局等	台数	回収率		
大型バス(乗合)		大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
保有台数				
定期点検実施台数				
うち 12月点検				

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フェューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのこじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに記入してください。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別

点検の実施方法

1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、**1件**として計上。
 タンク、フェューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレタ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ポン・ポンなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。
 エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。
 ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。
 ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。
 ホース等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。
 経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。

必須記

必須記		不適合別	
不適合	不具合別	走行距離	初度登録年
ホース・パイプの	クランプの取付状態	50超～100万km	台
	クランプのゴムの劣化	100万km超	台
	クランプの取付状態	50万km未満	台
	電気配線の干渉	50超～100万km	台
	他の部分との接触	100万km超	台
	ホースの劣化	50万km未満	台
	接合部、クランプの緩み	50超～100万km	台
	エア漏れ	100万km超	台
		50万km未満	台
		50超～100万km	台
		100万km超	台
		50万km未満	台
		50超～100万km	台
		100万km超	台
		50万km未満	台
		50超～100万km	台
		100万km超	台
		50万km未満	台
		50超～100万km	台
		100万km超	台
		50万km未満	台
		50超～100万km	台
		100万km超	台
		50万km未満	台
		50超～100万km	台
		100万km超	台

バのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかスケールなどにより点検する。
制動装置のブレーキ・チャンパの機能(12月)	①規定の空気圧の状態、当該点検の補助者がホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗布し、②ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻り、③必要がある場合には、ブレーキ・チャンパの動きを目視などにより点検する。(定期交換部品に)
(バスのみ)	
非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか
車体車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定め、※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の